

【 総合支援資金をお申込みされる方へ 】

申込先について

総合支援資金特例貸付（小口資金特例貸付も同様）の申込書類一式を、愛知県社会福祉協議会に直接郵送される方がいらっしゃいます。

申込先は、お住まいの市区町村社会福祉協議会のみとなっており、愛知県社会福祉協議会に直送された方へは、申込書類一式が返送されることとなり、お住まいの市区町村社会福祉協議会に再提出をしていただくこととなります。通常でも申込から送金まで3週間程度必要となりますが、上記の場合は、さらに手続きが遅れることとなりますのでご承知おきください。

基礎的条件

生計中心者がこれまで継続した就労により収入を得て、その収入で生計を維持してきたが、生計中心者の離職等により困窮し、立て直しのために一時的な貸付をすることで解決・自立できる世帯へ貸付をします。

対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大

※新型コロナウイルス影響で収入の減少があれば、失業状態になくても申請の対象になります。

貸付上限額

(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内

※貸付期間 原則 3 月以内

据置期間

1 年以内

※2022 年 12 月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、2022 年 12 月
末まで延長します

償還期限

10 年以内

貸付利子

無利子